

平成 29 年 12 月 25 日

疑義照会簡素化プロトコル Q&A

○同一処方箋内で、プロトコルに該当する疑義照会と該当しない疑義照会（医師に直接確認が必要なもの）が混在した場合、どうしたら良いですか？

→原則、プロトコルに該当する疑義照会はプロトコルに準じて、該当しない疑義照会のみ医師に直接確認してください。

○残薬調整して調剤した場合、「重複投薬相互作用など防止加算（30 点）」は算定して良いですか？

→算定可です。

○処方変更して調剤した場合、FAX 送信はいつまでに行えば良いですか？

→原則、当日中に行ってください。（遅くても翌日中）

○処方変更して調剤した患者で（調剤後、FAX 送信済み）、次回も同じ処方が出た場合は FAX が必要ですか？不要ですか？

→この場合は FAX 不要です。